

# 上中二区町内会規約施行細則

## (目的)

第1条 この細則は上中二区町内会規約(以下規約と称す)を円滑に実施するために定める

## (役員の仕事内容)

### 第2条

- ① 会長 上中二区町内の業務を総括し、この会を代表する。
- ② 副会長 会長を補佐し、会長に事故があった時、または、会長が欠けたときは職務を代行する。
- ③ 書記 会務を記録し、会の内外への連絡、広報等を行う。
- ④ 会計 会の出納業務を処理し会計に必要な書類を管理する。
- ⑤ 監事 次の職務を行う
  - (イ) この会の財産の状況を管理する。
  - (ロ) 役員の仕事執行の状況を監査する。
  - (ハ) 財産の状況又は、業務の執行について不正な事実を発見したとは総会に報告する。
  - (ニ) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求し又は、招集することができる。
- ⑥ 相談役 会の仕事の執行について助言し、各種会議に出席し、意見を述べることができる。
- ⑦ 総務部長 会の一般的な事務処理、及び各部との連絡、調整をする。
- ⑧ 保健衛生部長 町内の環境美化運動の推進(町内浄化一斉作業、会館及び公園の清掃、帆待川の浄化、ゴミの出し方の指導等)及び各種検診及び献血運動の協力を行う。
- ⑨ 社会福祉部長 自主防災、防犯活動、各種事故防止の活動を推進する。また、敬老、夏祭り、秋祭りの企画を行う。
- ⑩ 文化体育部長 健康管理に関する情報を提供する。また、各種競技活動の取り纏め、及びレクリエーションの企画等を行う。
- ⑪ 青少年育成部長 青少年の健康育成、青少年の不良防止、子供会の育成助長等の活動を行う。
- ⑫ 女性部長 この会の改善、発展のために女性の意見を取り纏め役員会で意見具申を行う。また、総会、役員会、その他の行事のお手伝いを行う。
- ⑬ 組長 会費の徴収、情報の回覧、行事参加の呼びかけ等を行い、組の取り纏めを行う。

(会費徴収規定)

第3条

規約 25 条に定める会費は 1 世帯あたり 200 円とし、賛助会員も同額とする。総会終了後、4 月末日までに各組長はその組の正会員及び賛助会員から一年分の会費を徴収し、会計に納めることとする。

(慶弔規定)

第 4 条

① 敬老祝賀

この会の会員で満 75 歳の方に、お祝いの品を贈呈する。贈呈品、金額については、その都度、協議し決定する

② 成人式

この会の会員で成人式を迎える若者にお祝いの品を贈呈する。贈呈品、金額については、その都度協議し決定する。

③ 弔意

この会の会員及び会員の世帯人が死亡した場合次のように執り行う。

(イ) 連絡方法 喪主は亡くなられた方の氏名、年齢、死亡日、お通夜、葬儀の場所、日時などを会長に通報する。会長は連絡網により町内に知らせる。

(ロ) 葬儀 葬儀への協力は原則として、当該組で行うとするも、人員不足の場合は、隣接する他の組に応援を求めることが出来るものとする。

(ハ) 香典 町内会から 3, 0 0 0 円を会長又は、副会長が帳場に届ける。

(旅費規程)

第 5 条

町内会の運営上必要な場合は、役員会の同意を得て次の通り旅費を支払うことが出来る。

① 交通費は実費但しグリーン車は不可

② 日当、宿泊費は役員会で別途協議する。